

◆第1回宮津市景観審議会で出された主な意見

- 景観計画が施行され、今後は建築基準法のほかに、景観計画の基準に適合するかも見ていかなければならない。ルールが足かせにならないようしていかなければならない。
- 景観について、今後もPRしていくことが大切。景観は市民一人ひとりがつくっていくものと考えます。
- 景観は、10年、20年、それ以上先を見据えて変わっていかなければなりません。景観法に基づく今回の景観計画は大きな役割を占めていると考えます。
- 文珠地区・府中地区の取組を聴かせていただき、まちづくりに関してすごく努力されていることがよくわかりました。

委員からの報告

文珠地区の取組の報告「地区の色彩を考える学習会」



平成20年12月12日（金）文珠地区内において、地区の建築物等の色彩を実際に見て、景観アドバイザーから具体的なアドバイスをいただく、学習会を開催しました。この学習会は、京都府の景観アドバイザー制度を活用し、文珠まちづくり協議会が主催し、開催したものです。色彩が景観に与える影響や地区の課題について改めて認識することができ、今後地区にふさわしい色彩を文珠地域に住むみんなで考え、統一感あるまちなみを考えていきたいと思えます。

府中地区の取組の報告「府中バイパス歩道の修景整備」

数年前から、地域住民が中心となり行政と一緒に府中小学校から籠神社までの景観まちづくりの取組を行っております。当初、「府中らしさ」を歩道の修景整備に活かすことについて、大変苦労しましたが、検討を重ねていく中で、室町時代に、雪舟によって描かれた国宝「天橋立図」が府中地区の本質であることに気づき、このイメージを修景整備に取り入れることとし、現在工事を進めていただいております。



◆景観まちづくりの今後の取組

第1ステップとして景観計画を策定し、今後は第2ステップと位置づけ、地域の個性や景観資源を再生し、地域活性化につながるまちなみ景観を誘導するための、地域ごとのルールづくりに向けた取組をすすめてまいります。

■屋外広告物のルールづくり

既存の屋外広告物の現況調査を実施し、地域毎のルールづくりを検討

■景観からの公共施設整備の推進

宮津城の城壁復元プロジェクト等

■景観からのまちづくり

地域の状況に応じた地区毎のルールづくりを検討等

■文化的景観の推進

重要文化的景観選定等



発行元

【事務局】

■宮津市 建設室 都市整備係 電話:0772-22-2121(代表)

<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/>